

償却資産(固定資産税)・事業所税の申告を忘れていませんか？

償却資産(固定資産税)

償却資産とは？

工場や商店等を経営している会社や個人の方が、その事業のために使用する機械・器具・備品等を指します。ただし、事業用に使用していても、自動車のように自動車税(軽自動車税)の課税対象となっているものなどは、除かれます。

対象となる方

- 会社や個人で商店や工場等を経営している方
- 駐車場やアパートの貸し付けを行っている方

申告時期

毎年1月1日(賦課期日)現在で所有している償却資産の内容を、1月31日までに市へ申告して下さい。

事業所税

事業所税とは？

一定規模以上の事業を行っている事業者の方に課税される税金で、都市環境整備などの事業の財源に充てるための税金です。

対象となる方

- 事業所等の面積の合計が1000㎡を超える規模で事業を行っている法人や個人の方
- 従業者数が100人を超える規模で事業を行っている法人や個人の方

申告期限

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに申告して納付して下さい。

固定資産税の非課税・減免のご案内

非課税

所有している土地をセットバック等で公共の用(道路等)に供した場合は、一定の要件のもと、地積測量図等を添付して非課税申告することで、翌年度から非課税になります。

減免

固定資産を国、都、市などに無償で貸与した時、寄付した時、相続税の物納をした時、または、震災・火災等により被害を受けた時は、申請によりその年度の未到来納期分を減免する制度があります。

住宅改修により固定資産税(家屋)を減額する制度があります

一定の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、固定資産税を減額します《工事費用(補助金などを除く)30万円以上》

■耐震改修

1982年1月1日以前に建築された住宅で、現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合

■バリアフリー改修

2007年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、バリアフリー改修工事を行った場合

■省エネ改修

2008年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、省エネ改修工事を行った場合

制度を利用するためには、工事が完了した日から3か月以内に市へ申告して下さい

(ご注意) バリアフリー改修と省エネ改修を行った場合、各々の申告により同時に減額を受けることができますが、新築住宅の減額や耐震改修工事による減額との同時適用はありません。

減額となる税額	固定資産税の3分の1(耐震改修は2分の1)
減額となる期間	改修工事完了の翌年度1年分(耐震改修は完了した時期により2年分)
減額となる床面積	1戸当たり120㎡相当分(バリアフリー改修は100㎡相当分)



市税の申告には便利なインターネットによる「エルタックス」をご利用下さい



エルタックスイメージキャラクター「エルレンジャー」
エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/>

お問い合わせ

- 土地について
資産税課土地係 ☎724・2116
- 家屋と事業所税について
資産税課家屋係 ☎724・2118
- 償却資産について
資産税課償却資産係 ☎724・2119
- FAXでのお問い合わせ ☎724・1178



市税っていろいろな決まりがあるんだね。

知っていると便利なことだからみんなに教えてあげようね。



納税には口座振替&コンビニ納付が便利です



口座振替を利用する時は

- 利用可能な税目は、市・都民税、固定資産税(償却資産含む)・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。
- 口座振替の申込用紙は、市内の銀行等町田市公金収納取扱店(山梨中央銀行を除く)、ゆうちょ銀行・郵便局、各市民センター、市役所納税課にあります。

コンビニエンスストアを利用する時は

- 利用できるコンビニエンスストアは、お手元に届いた納付書の裏面等に記載してありますのでご覧下さい。
- お支払いの際は、領収書とレシートを必ずお受け取り下さい。領収書は大切に保管して下さい。

お問い合わせ 納税課収納係 ☎724・2120, 2121 FAX724・1179

個人住民税 皆さんの疑問にお答えします

Q 年度の途中で他の市に引っ越ししたら、個人住民税はどうなるの？

個人住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から課税されます。例えば、2011年2月6日に町田市から他市に引っ越した場合、2011年度の個人住民税は町田市へ納めていただくことになります。

Q いくら収入までなら扶養に入るの？

扶養に入るのは、所得が38万円以下の方です。収入の種類によって所得の計算方法が変わってきます。該当するかどうかは、前年の12月31日の現況によって判定します。

【例】給与収入(アルバイトやパートの収入等)のみの方の場合、収入が103万円以下(所得で38万円以下)まで扶養に入ることができます。ただし、収入100万円を超えると住民税が課税されます。

給与収入(アルバイト等)	本人に税金がかかるかどうか			配偶者控除・扶養控除が認められるかどうか	
	住民税	均等割	所得税	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない	かからない	認められる	認められる
100万円超 103万円以下	かかる	かかる	かからない	認められる	認められる
103万円超	かかる	かかる	かかる	認められない	認められない

※この表は基礎控除のみの場合です。控除によっては、所得税と住民税の所得割は変わる場合があります。

お問い合わせ 市民税課 ☎724・2114, 2115, 2117 FAX724・1177

納税にお困りの方は...

いろいろな事情で納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで、早めに納税課へご相談下さい。

納税課整理係 ☎724・2122 FAX724・1179

2月16日～3月15日は
所得税の確定申告期間です。
確定申告には、e-Taxの
利用が便利です

所得税の確定申告は、インターネットで行うことができます。e-Taxを利用すると、添付書類の提出を省略できたり、所得税額から最高4000円の税額控除を受けられる(初回のみ)などの利点があります。e-Taxを利用するためには、住民基本台帳カードの入手やICカードリーダーライタの購入等、事前準備が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。